家族心理士・家族心理士補・家族相談士

倫理綱領

制定:平成 9年 5月25日

改定:令和 3年 5月10日

第1条 一般社団法人家族心理士・家族相談士資格認定機構は、家族心理士・家族心理士補・家族相談士の倫理に関する諸行為について、その適正を期するために、家族心理士・家族心理士補・家族相談士倫理綱領(以下本綱領という)を定める。

<社会的責任>

第2条 家族心理士・家族心理士補・家族相談士は、常に来談者の人権を尊重し、家族と個人の成長と福祉を促進することに努めなければならない。家族心理士・家族心理士補・家族相談士は、専門家としてのみでなく、人間としての社会的・道義的責任を自覚しなければならない。

<秘密保持>

第3条 家族心理士・家族心理士補・家族相談士は、専門職として知り得た個人情報の取り扱いには、細心の注意を払い、他に漏らしてはならない。その公表に当たっては:(a) 家族の生命の危機などが明らかで、緊急の事態にあると判断される時、(b) 法律上の要請がある時以外は、必ず本人もしくは家族の同意を得なければならない。

<技能の維持>

- 第4条 家族心理士・家族心理士補・家族相談士は、常に自己の限界を知り、研さんに励むと共に、高い知識と技能水準を保つよう努めなければならない。
 - 2. その職務の遂行に当たっては、相談者の安心、安全、また秘密保持が保てる 適切な場所、時間で行われなければならない。
 - 3. その職務上の報酬は、社会的通念として適正でなければならない。
 - 4. 相談活動の際、医師、弁護士、公認心理師、臨床心理士などの援助を必要とするような家族については、家族の同意を得て、速やかに、適切な専門職ないしは専門機関に委嘱あるいは紹介し、協力を求めなければならない。
 - 5. 家族心理士・家族心理士補・家族相談士は、家族との間に、職務遂行上、社会通念にもとる関係を持ってはならない。

<社会に対する発言>

第5条 出版物、マスコミを通じた発言や講演、および個人的なホームページやブログ、ソーシャル・ネットワーク・サービス (SNS) などに、心理学的知識や専門的意見を発言する場合には、内容について虚偽、剽窃、誇張などがないようにし、公正を期さなければならない。特に商業的な宣伝や広告の場合には、その社会的影響について十分に留意しなくてはならない。

<倫理申立て及び処分への対応>

第6条 本機構に倫理違反についての申立てがなされた場合、理事会は調査委員会を 立ち上げ、調査結果に基づき審議を行なう。当該の家族心理士・家族心理士 補・家族相談士は調査委員会が行う面接調査等に協力し、理事会で決定した 処分に従わなければならない。

以上